

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

(平成一五年七月一六日法律第一一 号)

一、提案理由(平成一四年五月三十一日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

心神喪失または心神耗弱の状態で殺人、放火等の重大な他害行為が行われることは、被害者に深刻な被害が生じるだけでなく、精神障害を有する者がその病状のために加害者となるという点でも、極めて不幸な事態です。このような者につきましては、必要な医療を確保し、不幸な事態を繰り返さないようにすることにより、その社会復帰を図ることが肝要であり、近時、そのための法整備を求める声も高まっております。

そこで、本法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療の実施を確保するとともに、そのために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって本人の社会復帰を促進しようとするものです。

この法律案の要点は、以下のとおりです。

第一は、処遇の要否及び内容を決定する審判手続の整備についてです。

心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行い、不起訴処分をされ、または無罪等の裁判が確定した者につきましては、検察官が地方裁判所に対してその処遇の要否及び内容を決定することを申し立て、裁判所におきましては、一人の裁判官と一人の医師とから成る合議体が、必要に応じて精神障害者の保健及び福祉に関する専門家の意見も聞いた上で審判を行うこととしています。この審判におきましては、被申立人に弁護士である付添人を付することとした上、裁判所は、精神科医に対して被申立人の精神障害に関する鑑定を求め、この鑑定の結果を基礎とし、被申立人の生活環境等をも考慮して、処遇の要否及び内容を決定することとしています。

第二は、指定入院医療機関における医療についてです。

厚生労働大臣は、入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を担当させるため、一定の基準に適合する国公立病院等を指定入院医療機関として指定し、これに委託して医療を実施することとしています。指定入院医療機関の管理者は、入院を継続させる必要性が認められなくなった場合には、直ちに、裁判所に退院の許可の申し立てをしなければならず、他方、入院を継続させる必要性があると認める場合には、原則として六カ月ごとに、裁判所に入院継続の必要性の確認の申し立てをしなければならないこととし、あわせて、入院患者側からも退院の許可等の申し立てができることとしています。

また、保護観察所の長は、入院患者の社会復帰の促進を図るため、退院後の生活環境の調整を行うこととしています。

第三は、地域社会における処遇についてです。

退院を許可する旨の決定を受けた者等は、厚生労働大臣が指定する指定通院医療機関において入院によらない医療を受けるとともに、保護観察所に置かれる精神保健観察官による精神保健観察に付されることとしています。

また、保護観察所の長は、指定通院医療機関の管理者及び患者の居住地の都道府県知事等と協議して、その処遇に関する実施計画を定め、これらの関係機関の協力体制を整備し、この実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めるとともに、一定の場合には、裁判所に対し、入院等の申し立てをすることとしています。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告（平成一四年一二月一 日）

山本有二君

……………（略）……………

次に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案外三法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は、右の他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、一定の対象者について、検察官等からの申し立てにより、地方裁判所が審判を行い、対象者の処遇の要否及び内容を決定し、厚生労働大臣の指定する医療機関が医療を実施することとする手続等を定めようとするものであります。

……………（略）……………

四法律案は、さきの第百五十四回国会にそれぞれ提出され、今国会まで継続審査となっていたものであります。

委員会においては、去る十一月二十七日塩崎恭久君外二名から、自由民主党及び公明党の共同提案による内閣提出法律案に対する修正案が提出され、同日趣旨の説明を聴取いたしました。二十九日から質疑に入り、十二月三日には厚生労働委員会との連合審査会において参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る六日質疑を終局し、討論、採決の結果、裁判所法の一部を改正する法律案、検察庁法の一部を改正する法律案並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の各案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一四年一二月二七日）

塩崎委員 ただいま議題となりました修正案について、その趣旨を御説明いたします。

第一は、本制度による入院等の要件を明確化し、本制度の目的に即した限定的なもの

とすることについてです。

本制度による処遇の対象となる者は、その精神障害を改善するために医療が必要と認められる者に限られるのであって、このような医療の必要性が中心的な要件であることを明確にするとともに、仮に医療の必要性が認められる者であっても、そのすべてを本制度による処遇の対象とするのではなく、その中でも、精神障害の改善に伴って同様の行為を行うことなく社会に復帰できるよう配慮することが必要な者だけが対象となることを明確にするため、政府案の関連する規定を修正するものです。

第二は、本制度が対象者の社会復帰のための制度であることの明確化についてであります。

本制度は、対象者の社会復帰を促進することを最終的な目的とするものであり、このような制度であることをさらに明確にするため、本制度の処遇に携わる者は、対象者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならないこと、審判においては、対象者の精神障害の状態に配慮しなければならないこと、本制度による医療が、個々の対象者の精神障害の特性に応じ、かつ、その円滑な社会復帰を促進するために必要なものでなければならないこと等を明記する規定を政府案に加えるものです。

第三は、一般の精神医療等の水準の向上を図るべき責務の明確化についてです。

本制度の指定医療機関における医療が最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものでなければならないことはもとより、一般の精神医療についても、本制度による高度な医療水準を及ぼすことにより、その水準の向上を図るなど、精神保健、医療及び福祉全般の水準の向上を図ることが重要であることから、これが政府の責務であることを明記する規定を政府案に加えるものです。

第四は、この法律の施行状況の国会報告や検討等についてです。

今回、この法律により新たな処遇制度を創設することにかんがみ、政府に対し、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずることを求めるものです。

以上が、修正案の趣旨であります。

何とぞ、十分な御審議の上、委員各位の御賛同をお願いいたします。

三、参議院法務委員長報告（平成一五年六月六日）

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療の実施を確保することによって、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、対象者の社会復帰を促進するため、適切な処遇を決定するための裁判所の審判手続等を定めるとともに、その医療を行うための指定医療機関及び医療を確保す

るために必要な精神保健観察制度等を整備しようとするものであります。

……………（略）……………

魚住裕一郎君（続） なお、衆議院において、対象となる精神障害者の社会復帰の促進を図るべく、本制度の目的及び対象者の明確化、精神保健観察官を社会復帰調整官とする名称変更、精神医療及び精神保健福祉全般の水準の向上、施行後五年経過した場合の検討等の修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案に民主党・新緑風会提出の裁判所法の一部を改正する法律案、検察庁法の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の三案を加え、四案一括して審査を行い、政府、衆議院修正の提出者及び三案の発議者に対して質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行い、また、厚生労働委員会との連合審査会を開催し、慎重に審査を行いました。

質疑の主な項目は、本法律案の立法に至る経緯、入院決定等の要件における政府案と修正案との相違点、指定医療機関における医療の内容と体制の充実策、精神保健福祉法による措置入院制度との関係、起訴前鑑定の問題点等ではありますが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局することに決定した後、公明党の荒木理事より本法律案の法律番号を改める等の修正案が提出されました。

続いて、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年六月三日）

荒木清寛君 私は、本案に対し修正の動議を提出いたします。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

その内容は、本案の……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）所要の整備を行うものであります。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願いします。

四、衆議院法務委員長報告（平成一五年七月一日）

山本有二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するための手続等を定めようとするものであります。

本案は、前国会、本院において修正され、参議院において継続審査となっていたもので、去る六月六日参議院において、法律番号に係る暦年を平成十五年に改める等の修正

の上、本院に送付され、七月七日本委員会に付託され、翌八日提案理由の説明を省略し、討論を行った後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。